

令和 6 年 度(補正)

緊急 予防 治山 事業

鹿児島市 喜入町 麓 地内

森林土木工事（治山）特記仕様書

（１）工事の仕様は，森林土木共通仕様書によるほか，この特記仕様書によるものとする。

鹿児島県鹿児島地域振興局

第1章 総則

第1条 (適用工事)

この特記仕様書は、上記工事において適用する。但し、別冊閲覧設計書該当工種外の条項については抹消されるものである。

第2条 (合併積算)

本工事は〇〇と合併積算とする。

第3条 (契約の履行に適用する設計図書)

工事は、契約書及び設計図書によるほか、鹿児島県環境林務部制定「森林土木工事共通仕様書」、
「森林土木工事施工管理基準」、及び土木学会制定「コンクリート標準示方書」によって施工するものとし、上記基準によりがたい場合は、監督職員に協議するものとする。

なお、共通仕様書、施工管理基準等は、最新版を使用するものとする。

第4条 (工事代金の支払特約)

工事請負代金の支払い方法については、工事請負契約時に選択するものとするが、中間前金払と部分払を併せて選択することはできない。

前 金 払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の40%の範囲内で行うことができる。

中間前金払 契約金額が100万円以上のものについては、工事請負代金の20%の範囲内とする。

(ただし、工期の2分の1を経過し、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされる当該工事にかかる作業が行われており、経費が請負金額の2分の1以上の額に相当する場合とする。)

なお、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金の額の10分の6をこえてはならないものとする。)

部 分 払 契約金額が100万円以上のものについては、行うことができる。

(3回以内、ただし前金払がある場合は2回)

第5条 (建設工事の適正な施工の確保)

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

3 請負者が工事現場ごとに、配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事にかかる建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者または同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げるものと同等以上の能力を有すると認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があった場合は、資格者証を提示すること。

なお、本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成16年3月1日以降、監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。なお平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は対象外とする。

4 1から3のほか建設業法に抵触する行為は行わないこと。

(参考)

○ 技術者の配置について

建築一式工事以外				建築一式工事	
下請代金額		5,000万円未満	5,000万円以上	8,000万円未満	8,000万円以上
配置する 技 術 者	元請	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
	下請	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者

○ 技術者の専任について

建築一式工事以外				建築一式工事	
請負代金額		4,500万円未満	4,500万円以上	9,000万円未満	9,000万円以上
技 術 者 の 専 任	元請	非 専 任	専 任	非 専 任	専 任
	下請	非 専 任	専 任	非 専 任	専 任

- (注) 1 請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小、元請、下請に関わらず、主任技術者を配置すること。
- 2 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置すること。
- 3 専任の監理技術者を配置する場合は、あらかじめ監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講していること。
- 4 工事1件の請負金額が4,500万円以上のものについては、技術者は専任で配置すること。
- 5 主任技術者は、専任を要する工事以外であれば、その職務を誠実にを行うことが可能な範囲で複数の工事現場の兼務ができる。
- 6 法令上の要件等を満たすことで主任技術者、監理技術者及び営業所技術者は専任を要する工事を兼務できる。
- 7 特定専門工事においては、法令上の要件を満たすことで、元請が配置する主任技術者が、下請が配置する主任技術者が行うべき職務を併せて行うことができ、この場合においては、当該下請は主任技術者の配置を要しない。
- 8 原則として主任（監理）技術者と現場代理人は兼任できる。
- ※ 監理技術者を補佐する者を専任で配置し、監理技術者の兼任を行う場合（建設業法第26条第3項ただし書き）の取り扱いについては、第37条による。

第6条 （現場代理人の兼任）

現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （3）兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- （4）発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- （5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- （6）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得た

のち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第7条 （監理技術者等の途中交代）

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。

【例】

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・工程上一定の区切りと認められる時点以降

※工程上一定の区切りと認められる時点について

監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。

なお、交代後の監理技術者等に必要な能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。

- 2 上記1のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。

第8条 （監理技術者等の専任を要しない期間）

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）

第9条 （現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるも

のとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第10条 (下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用)

- 1 受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、鹿児島振興局管内（施工地を管轄する振興局，支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働 ⇒ 林業・水産業 ⇒ 林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表

なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」，「県産資材等不活用状況」，「使用材料承認願い」，「建設資材使用実績報告書」，「【発注者使用】様式-1」，「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第11条 (下請関係の適正化)

建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態での下請契約を締結しないこと。

- 2 下請契約の締結に際しては、建設業法における建設工事の請負契約に関する規定（第18条～第24条の8）を遵守すること。

なお、次に掲げる事項については特に留意すること。

- (1) 契約は、対等な立場で双方の合意に基づいて締結すること。

- (2) 工事内容・工期・請負代金等の具体的な契約内容について、書面により契約を締結すること。

なお、追加工事等の発生により契約の内容を変更する場合も、当初契約を締結した際と同様に書面により変更に係る契約を締結すること。

- (3) 標準下請契約約款（昭和52年4月中央建設業審議会勧告）に準拠した契約書を交わすこと。

- (4) 下請代金は、工事内容及び工期等から勘案して適正なものであること。

- (5) 前払金を受領した場合は、下請業者に対して相応する額を速やかに前金払するよう十分配慮すること。

- (6) 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

特定建設業者においては、建設工事の完成検査終了後、下請業者からの工事目的物の引渡しの申出の日から50日以内で、できる限り短い期間内に支払日を定めること。

- (7) 下請代金の支払方法は、できる限り現金によるものとし、少なくとも下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をすること。

- (8) 手形期間が60日を超える手形は、建設業法第24条の6第3項が禁止する「割引困難な手形」に該当し、建設業法に違反するおそれがあることに留意すること。

第12条 (施工体制台帳の作成等)

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、

工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

【参 考】施工体制台帳に添付すべき書類は以下のとおりである。

ア 建設工事の契約書等の写し

① 施工体制台帳及び再下請通知書に関する建設工事の請負契約書の写し（契約書若しくは注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款）

② 見積時に合意された工事の種別ごとに経費の内訳が明らかとなる請負代金内訳書（建設工事標準下請契約約款第2条参照）

イ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の資格を有することを証する書面

専任の監理技術者の場合は監理技術者資格者証の写しに限る

ウ 元請業者が置いた主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（置いた場合に限る。）の雇用を証する書面、健康保険等の写し

エ 元請業者が置いた専門技術者（置いた場合に限る。）の資格及び雇用を証する書面

第13条 （施工体系図の作成等）

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第14条 （再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画）

請負者は、すべての工事において数量の大小にかかわらず、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、現場に掲示する必要のある工事は、以下のとおりとする。

なお、工事完成時には、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

（1）再生資源利用（促進）計画を現場に掲示する工事

① 再生資源利用計画書

土砂、コンクリート、鉄筋コンクリート、アスファルトコンクリート、採石を利用する工事

② 再生資源利用促進計画書

コンクリート塊、木材、アスファルトコンクリート塊、建設発生土（第一種～第四種）、浚渫土以外の泥土、浚渫土などが搬出される工事

（2）確認結果票について

請負者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認結果票を作成すること。

また、確認結果票は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲示すること。

なお、本工事箇所は土壌汚染対策法で規定される規模未満の土地の形質の変更を行う予定であり、届出は行っていない。

（3）運送事業者への土砂搬出の委託について

請負者は、建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画（確認結果票を含む）を委託した事業者に対して、法令等に基づいて通知すること。

- 2 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）の作成について、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の「建設副産物情報交換システム」（通称 ^{コブリス} COBRIS）又は国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式※を利用し調査表を作成しなければならない。

【国土交通省ホームページ掲載箇所】

ホーム＞政策・仕事＞総合政策＞リサイクル＞建設リサイクル推進施策 情報交換システム＞建設リサイクル報告様式

- 3 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）について、完成後5年間保存すること。
- 4 産業廃棄物の運搬・処理を請負業者が自ら行わない場合は、産業廃棄物収集運搬業者・処分業者と委託契約を結び処理すること。また、処理の過程についてはマニフェスト制度を活用し、完成図書にマニフェストのコピーを添付すること。

第15条 （再生資材の利用等）

請負者は下記の資材の利用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	使用箇所

※使用に際し、プラント再生舗装技術指針等を遵守すること。

~~2 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用~~

~~盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土（又は購入土、建設汚泥処理土）を利用するものとする。~~

- 3 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

本工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後、盛土材として再生利用すること。

- 4 上記再生資材の利用に際し、再生資源化施設の出荷能力の問題により再生資材の確保が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、その指示を受けること。また、協議の結果、変更を生じた場合は、設計変更の対象とする。

第16条 （建設発生土の処理：箇所指定）

本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- （1）受け入れ場所の名称 （株）エコシステム
- （2）受け入れ場所の所在地 鹿児島市平川町字長谷迫5549-1
- （3）受け入れ時間帯 営業時間内
- （4）仮置き等 ー
- （5）搬出土の土質 砂質土（シラス）
- （6）搬出土量 528.9m³
- （7）運搬距離、時間 19.1km（片道）、約27分
- 2 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。
- 3 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
- 4 建設発生土の搬出先に全ての土砂を搬出完了後、「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出し、監督職員の確認を受けること。

- 5 建設発生土受領書又はその写しを工事の完成後5年間保存すること。
- 6 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
- 7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
- 8 工事発注後にやむを得ない事情により上記により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第17条 （建設副産物の搬出等）

1 指定副産物の搬出

- （1）本工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。
 なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間等	仮置き場所等	その他
伐根	11.4km	井上産業(株)	営業時間内	—	指宿市岩本狩俣 2615
伐採木 (枝条等)	20.6km	西南運送(株)	営業時間内	—	南九州市知覧町西 元字羅漢作り 13882-1
コンクリート殻 (無筋)	27.7km	(株)三純建設	営業時間内	—	鹿児島市五ヶ別府 町字神松迫 3647-14

- （2）上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- （3）処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

2 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。
 なお、再生利用に際し、「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

①処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現 場 内	脱水・乾燥	第 種処理土	路体盛土

②「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指 標 等	試験回数
品質基準	コーン指数	一回
生活環境保全 上の基準	土壌環境基準（環境基本法）	一回
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）	一回

3 建設汚泥の搬出

- （1）公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①施設の名称及び所在地等

建設副産物名	搬出距離	受入れ場所	受入れ日時・時間等	仮置き場所等	その他

- （2）上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- （3）処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

第18条 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻	(株)三純建設	鹿児島市五ヶ別府町字神松迫3647-14

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(3) 受入時間

施設の名称	受入時間 (何時何分～何時何分)
(株)三純建設	営業時間内

(4) その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再生資源化等が完了した年月日
- ・再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再生資源化等に要した費用

第19条 （建設業退職金共済制度）

契約書提出時に建退共の発注者用掛金収納書を提出すること。

- 2 当該建設工事に従事する建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じた共済証紙又は電子申請方式による退職金ポイントを購入すること。
- 3 退職金共済手帳の交付や共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当を拒むことのないようにすること。
- 4 下請に付する場合は、下請からの就労実績報告書に基づき、必要な共済証紙を現物交付すること。
（電子申請の場合は、退職金ポイントを自社分と合わせて購入した上で、電子申請専用サイトを通じて退職金ポイントから掛金への充当を申請）
また、下請業者が退職金制度に未加入の場合は、下請業者へ建退共制度の趣旨説明等を行うこと。
- 5 工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示すること。
- 6 「経営事項審査用加入・履行証明書」の発行を受ける際に「共済手帳受払い簿」及び「共済証紙受払い簿」の添付が必要であるので、必ず受払い簿を備え付けること。
- 7 ダンプ及びミキサー車運転手についても、建設業事業主との間に雇用関係がある者については、建退共制度適用の対象となるものであり、申請があった者については、共済手帳を交付すること。

第20条 （公共工事労務費調査に対する協力）

本工事が三省九州地方連絡協議会の実施する公共工事労務費調査の対象となった場合、請負者は調査票等必要事項を正確に記入し三省九州地方連絡協議会に提出するため、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

- 2 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃から使用している現場労働者の賃金時間管理を行っておかなければならない。
- 3 請負者が本工事の一部について下請契約を締結しようとする場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前2項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第21条 （ダンプトラック等による過積載等の防止）

工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1から6のことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。

第22条 （測量標識等の保全）

請負者は、工事区域内にある測量法並びに国土調査法に基づき設置された測量標識等の効用を害してはならない。

- 2 請負者は、測量標識等の敷地またはその付近で、標識等の棄損その他その効用を害する恐れがある場合は、当該標識を設置した者に対し、移転を請求することが出来る。この場合において、その移転に要する費用は移転を請求した者が負担しなければならない。
- 3 請負者は、工事の施工に当たっては共通仕様書第1編第1章1-1-34に定める諸法規に加え、国土調査法（昭和26年法律第180号）を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令の運営

- ・適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

第23条 （電子納品）

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和6年3月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム＞事業者の方々＞社会基盤＞公共事業＞技術管理・検査＞CALS/EC
＞鹿児島県の電子納品について

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は正本1部とする。電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。
- 3 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- 4 本工事の電子納品コード番号は、0009240601122である。

第24条 （中間検査の実施）

本工事においては、進捗率が概ね50％に達したとき、又は工事途中において特に施工の実態を把握する必要があるとき、中間検査を実施する。

中間検査の時期については、監督職員と協議する。

第25条 （交通誘導警備員の資格要件）

本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1，2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。

また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第26条 （暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

第27条 （施工条件の明示）

工事の実施にあたっては、土工着手前に仮設沈砂地等を設けるなど、積極的な土砂流出防止及びコンクリート灰汁対策に努めること。なお、湧水その他の理由により別途濁水対策が必要と認める場合は、直ちに工事を中止し、監督職員と協議すること。

~~2 工事着手にあたり〇〇漁業協同組合に、施工計画書に基づき施行時期及び汚濁防止対策に関する施工方法等について十分説明を行うこと。~~

第28条 （産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出）

（1） 紙マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添様式））を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

（2） 電子マニフェストによる場合

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表及び照会結果（一覧表）を工事完成図書に添付すること。

第29条 （工期等の取扱いについて）

~~本工事は、繰越を予定しており、完了工期については、繰越承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。~~

~~2 繰越承認後の完了工期は、〇〇日間を予定している。~~

~~3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。~~

第30条 （余裕期間設定工事の取扱いについて）

~~本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定契約制度」の対象工事である。~~

~~2 受注者は、契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。~~

~~3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。~~

~~4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。~~

~~5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。~~

~~（1）主任（監理）技術者及び現場代理人を配置することを要しない。~~

~~（2）現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。~~

~~（3）受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。~~

~~（4）期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。~~

第31条 （「週休2日」試行工事の取扱いについて）

本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

第32条 （クレーン類の賃料について）

ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃借期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンで24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

第33条 （工事の準備として行う伐木作業について）

（1）標準地による伐採調査を実施している場合

本工事は、標準地による伐木調査を実施しているので、現地の伐木作業による樹種、胸高直径等の報告は不要である。

なお、標準地に疑義がある場合は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。

~~（2）標準地による伐採調査を実施していない場合~~

~~受注者は、伐木作業を行う前に監督職員と協議し、対応を図るものとする。~~

第34条 （伐木経費について）

伐採については、使用機械や施工方法等を検討の上、施工計画書により発注者と十分に打合せを行うこと。

その上で、伐採経費について積算価格と実勢価格に乖離があると認められる場合は、伐採作業等に要した作業実績の内訳を、「伐採経費実績表」により明らかにし、協議を行うことができる。

ただし、協議は伐採終了後、速やかに行うこと。

県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒積算基準⇒伐採経費実績表様式

第35条 （熱中症対策について）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

2 用語の定義について

（1）真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下「気象観測所」という。）の日最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）（以下「暑さ指数」という。）が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温または暑さ指数で判断する。

（2）工期

工事の契約工期をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。

（3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

3 運用について

（1）施工計画書への記載

① 受注者は、真夏日の確認を行う観測所について、「熱中症対策に資する現場管理費補正に用いる観測所一覧」から選択し、施工計画書に記載して提出すること。

なお、採用する気象観測所は、原則、施工現場から最寄りの気象観測所とする。

ただし、気象観測所と施工現場の日最高気温が乖離する場合、又は気象観測所の暑さ指数が公表されていない場合は、近隣の気象観測所の採用を許容する。

② この通知以前に施工計画書を提出済みの工事で、気象観測所を変更する場合は工事打合簿により提出することとする。

③ 離島において、気象観測所が島内に1箇所である場合は気象観測所の記載を省略できるものとする。

（2）真夏日の報告等

① 変更設計時点までの真夏日は、実施年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの観測データと真夏日日数を工事打合簿で報告すること。

なお、気象観測所「溝辺（平野部）」又は「牧之原（平野部）」を選択した場合は、気象観測所「溝辺」又は「牧之原」の日最高気温の観測データと標高差による加算を整理・集計した上で、真夏日日数を報告すること。

② 設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「最寄りの気象観測所における直近過去3ヵ年の日最高気温が30度以上の5月から10月までの各月毎の平均値（小数3位四捨五入）」を用いて加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。

ただし、対象期間が15日／月以上あれば、平均値の1／2（小数3位四捨五入）を計上し、15日／月末未満は計上しないこととする。

なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更に用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。

4 詳細については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」について

第36条（CCUS活用工事）

本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者が CCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評価において評価するものとする。

2 受注者は、契約後速やかに CCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。

3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

・技能者

元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

・CCUS登録事業者

元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・登録技能者率

CCUS登録技能者の数/技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数

5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（営繕:50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。

6 本条2項によりCCUS活用の意思表示をした受注者は、達成・未達成にかかわらず、実施状況を「森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書」により工事完成書類提出時に発注者に報告すること。

7 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

第37条（監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い）

兼務を認める工事の場合

ア 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

ただし、低人札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

- ① 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、県公共四部及び国、市町村等が発注する工事のうち、鹿児島地域振興局管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

イ 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。

ウ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第38条（「快適トイレ」設置の試行取扱い）

本工事は、森林土木工事現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

快適トイレを設置する場合は、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」に基づき行うものとする。

なお、「森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行取扱い」は、鹿児島県ホームページから取得できる。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒森林土木工事における「快適トイレ」設置の試行について

第39条（遠隔臨場の試行）

本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。

遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。

遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与することから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。

第40条（ICT活用工事について）

受注者は、本工事においてICT施工技術を活用できる。ICT活用工事を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者と協議を行い、協議が整った場合は、ICT活用工事を行うことができる。

2 ICT活用工事の実施に当たっては、「鹿児島県森林整備保全事業ICT活用工事（ICT土工等）試行要領」に基づき行う。

3 ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてICT施工技術を活用する工事である。

なお、各施工プロセスの部分的なICT活用は認める。ただし、②、④、⑤は必須とする。

① 3次元起工測量

② 3次元設計データ作成

③ ICT建設機械による施工

④ 3次元出来形管理等の施工管理

⑤ 3次元データの納品

4 受注者は、ICT活用工事の実施内容及び対象範囲について監督員と協議を行い、施工計画書に記載するものとする。

5 ICT活用工事を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なICT活用工事用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

6 ICT活用工事における各工種毎（付帯構造物設置工、法面工を除く）のICT建設機械による費用は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。受注者は、各工種毎のICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%を「各工種（ICT）[ICT機械使用割合100%]」の施工数量として変更するものとする。

7 ICT活用工事の実施に当たっては、疑義が生じた場合は、受注者・発注者間で協議するものとする。

第41条（現場環境の改善について）

工事の実施にあたっては、「環境林務部環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働⇒林業・水産業⇒林業⇒公共事業⇒工事監査⇒環境林務部環境改善実施要領

第42条（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について）

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1)発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2)廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1)薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2)薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町，旧知覧町），

H 1 4：指宿市（旧山川町），屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町），日置市（旧吹上町），枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市，南さつま市

H 2 5：霧島市，阿久根市

H 2 6：鹿屋市，姶良市

H 2 9：長島町

R 3：西之表市，中種子町，錦江町

R 4：肝付町，薩摩川内市，いちき串木野市，南大隅町

第2章 工事の施工

第1条 （準備工）

工事の着工に当たって施工地内の森林所有者及び隣接地主等と十分協議し、付近の住宅・道路・耕地・森林等に損害を及ぼさないようにすること。

2 作業の必要上生じる土地使用，伐採，測量標等の設置のための物件の補償は，特に指示しない限り請負者の責任において処理しなければならない。この場合，測量標等の設置等に係る伐採，物件の移転・除去等は必要最小限にとどめるとともに，必ず監督職員に協議するものとする。この規定を守らなかったために生じた補償等は全て請負者の責任とする。

3 請負者が作業の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

4 工事着手前に，平面，縦断，横断の検測野帳及び図面を整備し，監督職員の指示を受けること。

5 工事の着工時には先ず区域内の伐採を先行すること。

なお，伐採木の処理については，森林所有者と十分協議すること。

6 工事着手前に丁張りを確実にし，監督職員の指示を受けること。

7 基準点は平面図に図示してあるが，仮水準点を適宜設置すること。

8 工事着手前にガス管，電力管，NTT管（光ケーブル管を含む），上下水道管等の埋設の有無を占有する各施設管理者に再確認し，各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。

9 重機の旋回範囲内に支障となる電力線，電話線，光ケーブル等架空占有物件がある場合は，各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。

10 工事の安全性を確保するため，架空線管理者との協議により防護管の設置が必要となった場合は，その費用について監督職員と協議し，設計変更の対象とする。

11 受注者は，特別の事情がない限り，契約書に定める工事始期日以降40日以内に工事に着手しなければならない。

12 上記1～11項を遵守せずに起こった損害及び変更，トラブル等については全て請負業者の負担，責任とする。

第2条 (残土)

残土位置は、第1章第16条のとおりとする。

- 2 捨土は良く整地し、未然に流失土砂等による災害防止対策を行うこと。

第3条 (実播工)

実播工の工種については、別冊閲覧設計図書を参考にして配合設計を行うこと。

なお、設計変更時において、工種が変更になった場合も同様に別冊閲覧設計図書を参考に配合設計を行い、材料承認願いにより、監督員の承諾を受けること。

- 2 生育基盤材の材料の配合や計量方法は、事前に監督職員と協議するものとする。
- 3 生育基盤材は、有機物肥料や各種土壌改良資材を主体としたもので、品質管理の行き届いた工場で生産しパック化したものを使用すること。
- 4 用水は、油、酸、アルカリ、塩分など植物の生育に障害となる成分を有害量含まないものを使用すること。
- 5 施工面積の出来高管理については、別記1材料使用数量対比表を作成し、100㎡当たり設計数量、設計数量、出来高数量、現場搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量（持ち帰り数量）を把握すること。また、検収写真については、すべて数量が確認できるように写真管理することとし、残数量（持ち帰り数量）についても、写真管理すること。
- 6 種子等について使用数量が少量で1袋に満たない場合は、必ず計量した状態で写真管理すること。
- 7 基盤材等使用量が多量で、搬入日が異なるものについては、搬入の都度、写真管理することとし、必ず現場に荷下ろしした状態で管理すること。ダンプトラックに積載したままの状態、ミルシートでは搬入したものと認めない。
ただし、例外としてモルタル吹付工等の砂の搬入については、ダンプトラックの荷下ろしごとに現場で検収することとするが、荷下ろしスペース等の関係で、搬入数量の写真管理が困難な状況にある場合には、監督職員と協議すること。
- 8 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行うこととし、それぞれ毎の出来高面積に対する数量、搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量を整理して、最後に集計して整理すること。この場合、最後の集計数量とともに、それぞれの施工回数毎の数量も設計数量を満たしていなければならない。
- ~~9 種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。~~
~~なお、植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。~~

草 本 類	外来種	タリ＝ヒンダレッドフェスタ、ケンタッキ＝ブル＝グラス、 バミューダグラス、ホワイイトクロ＝バー、ベントグラス
	在来種 (郷土種)	ヨモギ、ススキ、イタドリ、メドハギ
木 本 類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ

- 10 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に該当する植物は使用しないこととする。
- 11 生育判定は、森林土木工事共通仕様書第3編第2章2-10-6により行うこと。

第4条 (植栽木等)

~~由腹王における植栽木及び実播の使用数量は、下記のとおりとする。~~

工 種 名	苗 木 名					手播き 実 播	肥 料	備 考

- ~~2 水平階段面に施工する実播土は夏型及び冬型とし、植栽木間に蒔くものとする。~~
- ~~3 肥料（ウッドエース）は、苗木1本当たり10個とし、施工方法は下部5個、中間5個の2段で円形に施肥し、植栽木の根に肥料があたらないようにすること。~~
- ~~4 三級芝筋土の植栽木の埋戻しについては、（購入土、現場発生表土、現場発生土）を埋戻土として使用すること。~~

第5条 （伐根、末木枝条の取り扱い）

自然還元利用

- (1) 請負者は根株等を当該現場内で工事資材として利用する場合は、あらかじめ利用地の選定等について監督員と協議する。
- (2) 請負者は、根株等を自然還元利用する場合には、根株等が下流へ流出しないように安定した状態となるよう処置（必要に応じて、柵工等を適宜設置）しなければならない。

2 工事用資材利用

請負者は、根株等を当該現場内で工事用資材として利用する場合は、あらかじめ利用方法等について監督員と協議するものとする。

- 3 現場内利用以外の根株等の取扱いについては、施工計画書の作成時に適切な処理先を確保しなければならない。

ただし、発注者が処理方法等を設計図書に明示（以下「明示条件」という。）した場合はこの限りではない。

- 4 現場内利用及び明示条件等に変更が生じた場合は、設計図書等により対処する。

第3章 材料

第1条 （県産資材等の優先使用）

工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	---

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

【県ホームページ掲載箇所】

ホーム⇒産業・労働 ⇒ 林業・水産業 ⇒ 林業⇒公共事業⇒工事監査 ⇒森林土木工事関係書類一覧表

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」，「県産資材等不活用状況」，「使用材料承認願」，「下請業者使用実績報告書」，「【発注者使用】様式-1」，「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第2条 (コンクリート等)

1 コンクリート

- (1) 生コンクリートの使用については、コンクリート配合設計書により監督職員の承諾を受けなければならない。

コンクリート配合の諸元は次のとおり

セメント	呼 び 強 度 N/mm ²	粗骨材の 最大寸法 mm	スランプ cm	空気量の 範囲 %	使 用 工 種
高炉セメント B	18	40	8	4.5±1.5	工事中防護柵工等

- (2) 使用するレディミクスコンクリートは原則として J I S 工場製品を使用すること。
- (3) コンクリート構造物については、打設計画図を作成し、監督職員に提出するとともに、1 回毎の打設計画管理を行うこと。
- (4) コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応暫定対策については、森林土木工事施工管理基準の別記「コンクリート耐久性向上対策」（土木部長通知 平成14年8月13日）に基づくものとする。
- (5) コンクリートの強度試験用供試体の養生は、標準養生とする。

また、強度試験は、監督職員等の立ち会いにより行うものとするが、これにより難しい場合は、公的機関で行うものとする。

2 モルタル

モルタル吹付に係る吹付材料配合比は、次表を標準とする。

(1 m³当たり)

セメント	砂	水セメント比	摘 要	使用工種
420kg	(1,680kg) 1.24m ³	45～55%	C:S = 1:4	

なお、現場条件がこれにより難しい場合は、別途協議すること。

第3条 (鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値)

場所打ち鉄筋コンクリート構造物（及びプレストレストコンクリート構造物）の施工にあたり、スランプ12 cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

【参考図書】流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン「（平成29年3月）流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用検討委員会」

第4条 (複合合板型枠の使用)

本工事において、一般型枠（型枠用合板）を使用する場合には、原則としてスギ又はヒノキ複合合板型枠を使用すること。

第5条 (県産材の使用証明)

請負者は、県産材の使用に当たっては、丸棒については、完成図書に各認定工場の発行する県産材証明書を添付するとともに、材料検収時に、下記に示す「かごしま材マーク（丸棒）」を確認のうえ、検収し、検収写真もマークがわかるように撮影すること。製材品については、完成図書に産地証明書を添付すること。

かごしま材マーク
(丸棒)



第6条 (林業機械用チェーンオイルの使用)

本工事において、林業機械用チェーンオイルを使用する場合は、エコマーク認定商品かつ植物油生分解性オイルを使用すること。

第7条 (諸資材)

材料の規格、形状は別冊閲覧設計図書「工事一括調書」のとおりとする。

- 2 ブロック、U字溝管等二次製品については、試験成績表により監督職員の承認を受けること。

第4章 安全管理

第1条 (安全管理)

森林土木共通仕様書第1編第1章1-1-26及び27のほか、下記によることとする。

- 2 工事現場には、現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。
- 3 切取・床掘等で湧水・砂層等がある場合は、監視人の配置を行うこと。
- 4 工事現場内から、道路の出入口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。
- 5 現場作業員等への安全意識の向上を図るよう始業前に危険予知活動、ラジオ体操等を実施するとともに、危険予知看板等を設置して、安全教育に努めること。
- 6 盆、正月休暇等の休業期間中については、監督職員に現場休業届を提出し、現場入口には保安柵等を設置し、一般者の進入を防止し現場内で事故のないように措置を講ずること。
- 7 現場の安全日誌等の安全管理に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合には、速やかにその指示に従わなければならない。

(参考) 現場標識等

工 事 名	〇〇〇〇〇〇事業	主任技術者	〇〇〇〇
工事場所	〇〇市〇〇町〇〇地内		
工 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇日間	現場代理人	〇〇〇〇
請 負 者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	労働安全衛	
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	生上の資格	〇〇〇〇
Tel	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	選任者	
発 注 者	鹿児島県〇〇〇地域振興局(支庁)林務水産課		

第2条 (法定外の労災保険の付保)

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

第5章 現場環境改善費

第1条 (現場環境改善費)

工事現場周辺の環境整備や就労者の作業環境を改善するため、木材を利用した諸施設を実施することによって、森林土木工事の現場環境改善と併せて木材の利用促進を図り、もって公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、請負者は施工に際し、この主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連帯を図り、適正に工事を実施するものとする。

- 2 現場環境改善費の内容については、[別表-1]の内容のうち原則として各計上費目ごと(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)に1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内

容を実施することを基本とする。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することができる。

- 3 この工事に伴い、設置する看板・標識類は木製を原則とし、その他の仮設等についても木材の利用に努め、工事現場の現場環境の改善を図るものとする。
- 4 現場環境改善の具体的な内容及び実施時期については、別表3の「現場環境改善計画書」により積算し、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真及び別表3の「現場環境改善実績書」を完成書類に添付するものとする。

別表1

計上費目	実 施 す る 内 容 (率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 7. 木製仮囲い等の木製化に要する差額費用
安全関係	1. 木製工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策 4. 工事標識・木製バリケード・木製転落防止柵等の木製化に要する差額費用
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 6. 木製現場事務所・木製現場休憩所等の木製化に要する差額費用
地域連携	1. 木製完成予想図, 2. 木製工法説明図, 3. 木製工事行程表 4. デザイン工事看板(各工事木製PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献

(注) 現場休憩所についても、可能なかぎり木製とする。

別表 2

現 場 環 境 改 善 施 設 に 関 す る 名 称	損 耗 率
緑化・花壇（木製フラワーポット、観葉植物等）、木製完成予想図、木製工法説明図、木製工事工程表、パンフレット、工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板（木製掲示板、木製標識類、木製バリケード、木製仮囲いを含む）	10（%/月）
ライトアップ施設	8（%/月）
電光式標識	4（%/月）
備品類（木製現場事務所等を含む）	2（%/月）

- （注） 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
 2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
 3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
 4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

別表 3

〇〇〇事業 〇〇線 〇〇工区 現場環境改善計画書(実績書)

項 目		現 場 環 境 改 善 を 含 ん だ 額 A	共 通 仮 設 費 計 上 分 B	差 額 C	損 耗 率 D	数 量	月 数	金 額
仮設備関係	用水電力供給設備 木製フラワーポット 木製仮囲い							
営繕関係	木製現場事務所 木製現場休憩所 ウォータークーラー エアコン 観葉植物							
安全関係	木製工事標識 木製安全掲示板 簡易信号機 木製バリケード							
地域連携	木製完成予想図 木製工法説明図 木製工事工程表 デザイン工事看板							
合 計								

- （注）上記の計算例は、損耗率による場合であり、適宜リース金額で計算してよい。
 リース金額あるいは損耗費により積算した金額が、購入金額を上回る場合は、購入金額で積算すること。

法面保護工材料使用数量対比表

(工種名)

材 料	単 位 数 量 ①	単 位 面 積 ②	設 計 数 量 ③	設 計 面 積 ④	出来高 数 量 ⑤	出来高 面 積 ⑥	材 料 搬 入 数 量 ⑦	材 料 使 用 数 量 ⑧	材料残 数 量 ⑨	材料使 用数量 との差 ⑩	摘要

- ① 単位面積あたりの設計数量
 ② 設計面積
 ③ 設計面積に対する必要数量 (①×②)
 ④ 出来高面積
 ⑤ 出来高面積に対する必要数量 (①×④)
 ⑥ 現場への材料搬入数量
 ⑦ 現場での材料使用数量
 ⑧ 現場での材料残数量 (⑦－⑥)
 ⑨ 材料使用数量と出来高必要数量との差 (⑦－⑤)

- ※ 1 搬入材料は、運搬車両から荷下しした状態で検収写真と一致すること。
 2 使用数量及び残数量は、空袋等検収写真と一致すること。
 3 同一工種で施工を2回以上に分けて行った場合は、数量の管理（写真管理を含む）はその都度行い、最後に集計して整理すること。

森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工 事 名	令和 年度完成	
達 成 状 況	達成（以下省略） ・ 未 達 成	
項 目 名	未 達 成 の 要 因	改 善 策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※ 目標基準達成・未達成を問わず記載し、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。

建設リサイクル報告様式 記入時の注意事項と機能について

令和元年度
国土交通省

建設リサイクル報告様式記入時の注意事項と付与している機能について説明します。

1 工事1 ファイルの作成が必要です。複数工事を記入することはできません。

【注意事項】

1. 背景の色について

- 黄緑色・・・プルダウンによる選択項目
 - 薄黄色・・・記入項目
 - 赤色・・・記入または選択が必須の項目
- 赤色が残らないよう作成してください。**

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				
分類	小分類 コード等	規格	主な利用用途 コード等	利用量(A) 小数点第三位まで
コンクリート	3.再コ(M)	JIS A 5022		トン
				トン
合 計				0.000 トン

2. シートについて

シート「1枚目」からご記入ください。

資材の供給元や建設副産物の搬出先が複数あり、シート「1枚目」で足りない場合は、シート「2枚目」以降をご利用ください。

※シート「2枚目」以降は必要に応じて記載するもので、必ず記載しなければならないものではありません。

※各品目の利用量・搬出量等の合計はシート「2枚目」以降の分もシート「1枚目」で合算表示されます。

3. エクセル機能の制限

建設リサイクル報告様式は、行の追加等の機能を制限しています。

※ロック解除等はできません。

【機能】

4. 住所コード確認機能 (画面上部の印刷範囲外)

資材供給元住所、副産物搬出先住所のコードを確認するためのプルダウンメニューです。

都道府県の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、市区町村の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に対応する5桁のコードが表示されます。

資材供給元住所、副産物搬出先住所の住所コード*4は以下のプルダウンリストで都道府県、市区町村を選択し、表示された住所コード(5桁)を入力してください。

都道府県:			住所コード
市区町村:			

表示されたコードを確認し、所定の住所コード入力欄に入力してください。

※ 各欄の「住所コード」は必ず入力してください。

5. 発注機関選択機能

1. 工事概要の「発注機関」は、3段階の絞り込みによる対象機関の選択を行うようになっています。

まず、大分類の▼をクリックして選択し、「発注機関コード」に対象のコードが表示されるまで、中分類、小分類の順に選択してください。

1 工事概要 (※赤色セルは必須入力箇所です。)		発注機関選択コード欄
大分類		発注機関コード
中分類		
小分類		

6. 法人番号照会機能

法人番号		http://www.houjin-bangounta.go.jp/
------	----------------------	---

請負会社の法人番号を入力する欄の右側に国税庁のホームページを開くためのリンクを付与してあります。

インターネットに接続しているパソコンの場合、国税庁のURLをクリックすると、法人番号が検索できる国税庁のサイトを開きますので、自社の番号が不明の場合は、ご利用ください。

※法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です。赤色のまま提出してください。

国税庁HP = <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

7. 工事施工場所選択機能

工事施工場所			住所コード
--------	----------------------	----------------------	-------

左の▼をクリックして該当の都道府県を選択してから、右の▼をクリックして該当の市区町村を選択すると、「住所コード」欄に5桁のコードが入力されます。

薄黄色の箇所には地名地番を記入してください。

– <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

コード*9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率	
		現場内利用		減量化		搬出先名称		搬出先場所住所		住所コード *4	運搬距離 *5 千 百 十 一	搬出先の種類 コード *13	④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量	②+③+④ ① (%)	
		用途 コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量 法 コード *11	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の 内容 コード*12				小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで			
資材廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製部材が主要部材となったもの)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	その他がれき類	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設発生木材B (土間、敷材材などが主要部材となったもの)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	金属くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃石膏ボード	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	紙くず	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	7メット (漏散性)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン				搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
建設発生土	第一種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第二種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第三種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第四種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	表層土以外の肥土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	合計	0.000	地山m ³	0.000	0.000	地山m ³							0.000	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %

コード*10

1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11

1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12

施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
10.土捨て場・残土処分場

注記)

- 一般廃棄物は記入しないで下さい。
- 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工雇用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」対応版ー

1.工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注担当者チェック欄		発注機関コード		法人番号	0		← http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	
発注機関を選択	大分類			請負会社名	0		請負会社コード*2	
	中分類			建設業許可の場合	0		記入年月日	R 年 月 日
	小分類			解体工事業登録の場合	0		工事責任者	0
		担当者	0	会社所在地	0		調査票記入者	0
		TEL	0	TEL		0	E-mail	

工事名	0		工種を選択	工事種別コード*3	0	請負金額	千 百 十 万 円 未満四捨五入 0 万円 (税込み)		左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
工事施工場所	0		住所コード	0		工期	令和 0 年 0 月 0 日から 令和 0 年 0 月 0 日まで		千 百 十 万 円 未満四捨五入 0 万円 (税込み)
工事概要等	0		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	0		令和 年 月 日 建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい			

建築面積	0 m ²	階 数	地上 0 階
延床面積	0 m ²	地下	0 階
構 造	0		
使 途	0		

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

2.建設資材利用実施

建 設 資 材 (新材を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)							再生資源
分 類	小 分 類	規 格	主な利用用途	利 用 量 (A)	再生資材の名称	再生資材利用量 (B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件	再生資材の供給元場所住所	住所コード	利用率
	コード*5		コード*6	小数点第三位まで	コード*7	小数点第三位まで		コード*8	コード*9		*4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
木 材				トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
	アスファルト・コンクリート			トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
その他の建設資材	土 砂			締めm ³	締めm ³	締めm ³						0 %
				締めm ³	締めm ³	締めm ³						0 %
	合 計			0.000	締めm ³	0.000						0 %
	砕 石			m ³	m ³	m ³						0 %
				m ³	m ³	m ³						0 %
	合 計			0.000	m ³	0.000						0 %
	塩化ビニル管・継手			トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
	石膏ボード			トン	トン	トン						0 %
				トン	トン	トン						0 %
	合 計			0.000	トン	0.000						0 %
その他の建設資材			トン	トン	トン						0 %	
			トン	トン	トン						0 %	
合 計			0.000	トン	0.000						0 %	

コード*5 コンクリートについて 1.生コン(バーゲン骨材) 2.再生生コン(0o再生骨材H) 3.再生生コン(0o再生骨材M) 4.再生生コン(0o再生骨材L) 5.再生生コン(その他再生骨材) 6.無筋コンクリート二次製品(バーゲン骨材) 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 8.再生無筋コンクリート二次製品(0o再生骨材) 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材) コンクリート及び鉄から成る建設資材について 1.有筋コンクリート二次製品(バーゲン骨材) 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 3.再生有筋コンクリート二次製品(0o再生骨材) 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材) 5.その他 木材について 1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード アスファルト・コンクリートについて 1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン 4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル 7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他 土砂について 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土) 砕石について 1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他 塩化ビニル管・継手について 1.硬質塩化ビニル管 2.その他 石膏ボードについて 1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他 その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)	コード*6 アスファルト・コンクリートについて 1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等) 土砂について 1.道路路床 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の裏込材、埋戻し用 5.宅地造成用 6.水面埋立用 7.ほか整備(農地整備) 8.その他 砕石について 1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材 3.構造物の裏込材、基礎材 4.その他 塩化ビニル管・継手について 1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケブル用 4.農業用 5.設備用 6.その他 石膏ボードについて 1.壁 2.天井 3.その他 その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)	コード*7 コンクリートについて 1.再生生コン(0o再生骨材H) 2.再生生コン(0o再生骨材M) 3.再生生コン(0o再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生骨材) 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(0o再生骨材) 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材) 8.その他 コンクリート及び鉄から成る建設資材について 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 2.再生有筋コンクリート二次製品(0o再生骨材) 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材) 4.その他 木材について 1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード アスファルト・コンクリートについて 1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン 4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他 土砂について 1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂 砕石について 1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他 塩化ビニル管・継手について 1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他 その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)	コード*8 再生資材の供給元について 1.現場内利用 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他	コード*9 施工条件について 1.再生材の利用の指示あり 2.再生材の利用の指示なし
--	--	--	---	--

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率	
		現場内利用		減量化		搬出先名称		搬出先場所住所		住所コード *4	運搬距離 *11 千 百 十 一	搬出先の種類 コード *13	④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量	②+③+⑤ (%) ①	
		用途 コード *10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量 法 コード *14	③減量化量 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の内容 コード*12				小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで			
資材廃棄物	コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製部材が主要部材となったもの)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	アスファルト・コンクリート塊	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	その他がれき類	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設発生木材B (柱、梁、部材などが主要部材となつたもの)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	建設汚泥	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	金属くず	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	廃石膏ボード	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
建設廃棄物	紙くず	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	7メット (漏散性)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	混合状態の廃棄物 (建設副産物廃棄物)	0.000	トン	トン	トン	トン	搬出先1 搬出先2				km		トン	トン	0.000	トン	0 %
	第一種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第二種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第三種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	第四種建設発生土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	表層土以外の泥土	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	0.000	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2				km		地山m ³	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %
合 計		0.000	地山m ³	0.000	0.000	0.000							0.000	地山m ³	0.000	地山m ³	0 %

コード*10

1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11

1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12

施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13

【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
10.土捨て場・残土処分場

注記)

- 一般廃棄物は記入しないで下さい。
- 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

建設リサイクル法について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年５月３１日法律第１０４号）」に規定する分別解体等実施義務のある対象建設工事に該当する場合には、落札者は、以下の事務手続きを実施すること。

- １．落札者は落札決定後、速やかに同法に基づく説明並びに分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用の契約書への記載に係る協議を発注者に対し説明書（別紙１，２）により実施すること。
- ２．説明書による協議が完了した後、分別解体等の計画等（別紙３）を契約書とともに発注者へ提出すること。
- ３．請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等が完了した場合には、再資源化等報告書（別紙４，５）により報告すること。

説 明 書

令和 年 月 日

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

☐ 別表1 (建築物に係る解体工事)

☐ 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐ 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工事の概要を示す資料 (できるだけ図面, 表等を利用する。)

☐ 欄には, 該当個所に「レ」を付すること。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※		□鉄筋コンクリート造 □その他 ()		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事		
		□電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果		工作物の状況	築年数 年 その他 ()	
		周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他 () 敷地境界との最短距離 約 m その他 ()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他 ()	
		搬出経路	障害物□有 () □無 前面道路の幅員 約 m 通学路 □有 □無 その他 ()	
		特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	□有 () □無	
		他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) □有 特定建設資材への付着 (□有 □無) □無	
		その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ) ※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考				

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については，該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記載する。
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・運搬費含む。

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 (直接工事費) _____万円 (税抜き)
(注) 運搬費含む

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)☐ 再生資源利用促進実績書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

契約担当者 殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名 印

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県環境林務部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名 連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離		①－②	k m
		①－③	k m
		②－③	k m

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）
※兼任する工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号
令和 年 月 日

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

契約担当者 印

現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった下記工事の現場代理人を兼任について、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものと認めます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 その他
他の兼任する工事において発注者の承認を得た場合、兼任の承認について有効とする。

〇〇 第 〇〇〇〇 号
令和 年 月 日

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

契約担当者 印

現場代理人の兼任について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった現場代理人を兼任については、下記理由により「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」と認められません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 不承認の理由

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

工 事 名：

請負業者名：

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

[illegible]

下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

下請工事における管内建設業者等の不活用理由

下請階層	建設業者名	住所 (県・市町村名)	区分	下請工事 概 要	不活用理由	
					番号	具体的理由
一次	(株) ○○建設	○○○市○○町	県内	コンクリート工 鉄筋工 型枠工	②	
二次	△△建設 (株)	△△△県△△市	県外	照明設備	①	
三次	(有) □□建設	□□□市□□町	県内	鉄筋工	③	

※施工体系例(着色業者が記載該当業者)



(記載要領)

- 1) 管外及び県外は、当該業者の主たる営業所の所在地で判断し、住所・区分を記載する。
- 2) 記載する建設業者は、H27. 4. 1施行の施工体制台帳作成範囲に該当する全ての管外業者とする。
- 3) 工事概要は、施工体系図中の「工事の具体的内容」を記載する。
- 4) 理由欄は、管内業者を活用できない理由を明確に記載する。

※理由番号 : ① 施工能力又は実績を有する業者が存在しない。
② 施工時期が合致する業者が存在しない。
③ 契約金額で合意できる業者が存在しない。
④ その他

下請業者使用実績報告書

工 事 名：_____

請負業者名： _____

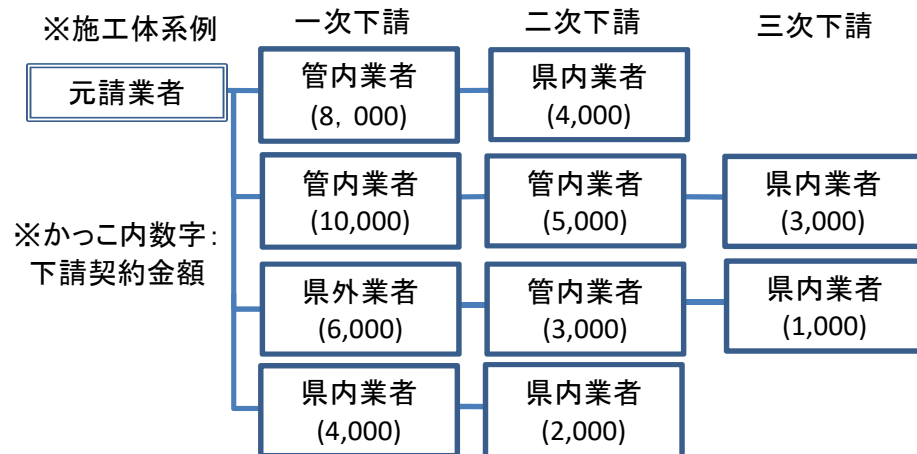
[illegible]

下請業者使用実績報告書

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

元請業者区分	最終請負金額 (千円)	全下請業者使用状況				階層別下請使用状況														
		総数	下請業者内訳			下請階層	管内		管外（県内）		不活用理由				県外		不活用理由			
			管内	管外 (県内)	県外		業者数	契約金額	業者数	契約金額	①	②	③	④	業者数	契約金額	①	②	③	④
1	100,000	10	4	5	1	一次	2	9,000	1	2,000		1			1	3,000				1
						二次	2	4,000	2	6,000			1		0	0	1			
						三次	0	0	2	4,000				1	0	0		1		
						小計	4	13,000	5	12,000	0	1	1	1	1	3,000	1	1	0	1



(計算例) 管内一次 : 9,000 = (8,000-4,000) + (10,000-5,000)

(記載要領)

- 元請業者の区分は、次のとおりとする。
管内 : 1 管外(県内) : 2 県外 : 3
- 契約金額の集計は次のとおりとする。
 - 一次下請業者の金額は、各下請系列において二次下請との契約金額を引いた額とする。
 - 二次下請業者の金額は、各下請系列において三次下請との契約金額を引いた額とする。
 - 以下同様とする。
 - 上記により算出された金額を階層毎に集計する。
- 不活用理由欄は、状況報告書で選択した番号に、該当する業者数を記載する。

材料使用承認願	
工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人
路 線 (河 川	総 括 監 督 員
工 事 箇 所 名	監 督 員

[illegible]

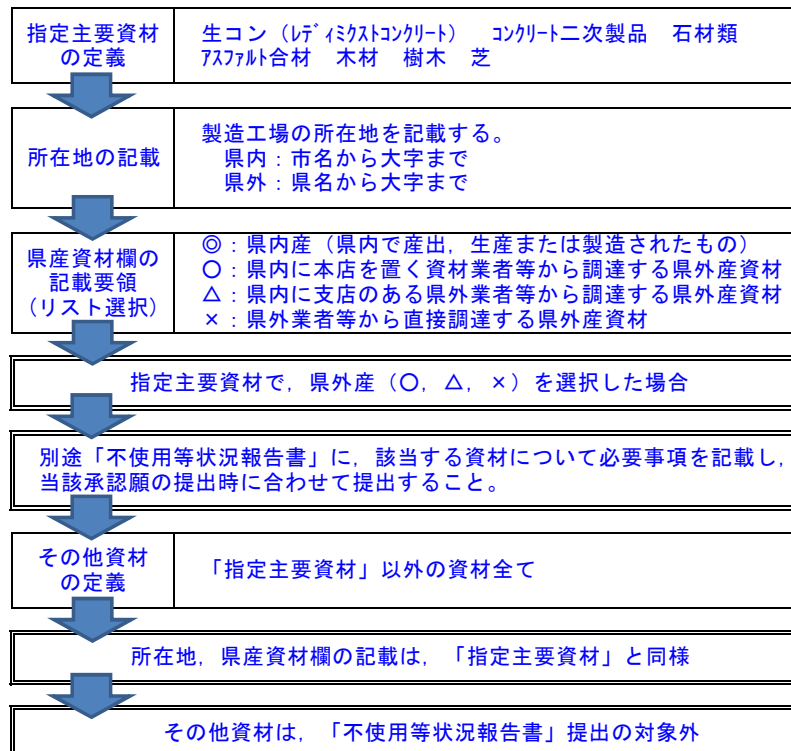
記入例

材料使用承認願

工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人
路 線 (河 川	総 括 監 督 員
工 事 箇 所 名	監 督 員

県のホームページ様式は、押印廃止としている。現場代理人、総括監督員、監督員の押印欄は消去

No.	材料名	規格	製造工場名 所 在 地	県産 資材	備考
指定主要資材					
1	U形側溝	300x300x200	(株)○○○ ○○工場 ○○○市○○町○○	◎	JIS A5371
2	L形側溝	250A	△△△(株) △△工場 △△△県△△△市△△町△△	○	・ JIS A5323 ・ GB5555555 ・ L形側溝 (1種)
3	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎◎◎(株) ◎◎工場 ◎◎◎市◎◎町◎◎	◎	県ブロック工業組合
4	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	□□□(株) □□工場 □□□市□□町□□	◎	県コンクリート製品協会
5	蓋版	300用	(株)◇◇ ◇◇工場 ◇◇◇県◇◇◇市◇◇町◇◇	△	
6	レディミクストコンクリート	18-8-20	○○○(株) ○○工場 ○○○市○○町○○	◎	JIS A5308
7	碎石	40mm	(株)○○碎石 ○○県○○○市○○町○○	×	
その他資材					
1	鋼管杭	SKK400	(株)△△△ △△工場 △△△県△△△市△△町△△	×	・ JIS A5525 ・ JQ3333333



県産資材等不使用状況報告書

工 事 名 : _____
請負業者名 : _____

指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）	県内 本支店	不使用理由
				所 在 地	根拠資料	支店名		

県産資材等不使用状況報告書

記入例

工 事 名 : _____

請負業者名 : _____

指定主要資材における県産資材等不使用理由

材料名	規格	予定 数量	単位	製造工場名	理由番号	調達業者名（本店名）	県内 本支店	不使用理由
				所 在 地	根拠資料	支店名		
L 形側溝	250A	100	m	〇〇〇（株） 〇〇工場	①	（株）〇〇	○	—
				〇〇〇県〇〇〇市〇〇町〇〇	証明書			
蓋版	300用	200	枚	△△△（株） △△工場	④	△△△（株）	×	（理由を記載）
				△△△県△△△市△△町△△	見積書	鹿児島支店	○	
碎石	40mm	1,000	m ³	◎◎◎（株） ◎◎工場	⑤	◎◎◎（株）	×	（理由を記載）
				◎◎◎県◎◎◎市◎◎町◎◎	理由書	◎◎◎営業所	×	

（記載要領）

- 1 ; 県産資材を使用できない理由は、次の①～⑤のいずれかの区分とし、根拠資料を添付する。
 - ① 県産資材として製造・流通していない。（証明書）
 - ② 県産資材では品質が確保できない。（証明書）
 - ③ 県産資材では必要数量を確保できず、工期・納期に支障がある。（証明書）
 - ④ 県産資材の価格が高い。（見積書）
 - ⑤ その他（使用できない具体的な理由を記載した理由書）
- 2 ; 根拠資料は、県内の製造又は資材業者2社以上、あるいは県内の組合（協会）からの証明書又は見積書を添付する。
- 3 ; 資材業者は、調達（契約）の相手方の本店を記載し、県外の場合は支店（営業所）まで記載する。
調達先が、県内本店以外の場合は不使用理由まで記載する。

建設資材使用実績報告書										
工 事 名				請 負 業 者 名						
工 期				現 場 代 理 人						
路線(河川名)				総 括 監 督 員						
工 事 箇 所 名				監 督 員						
最終請負金額				千円也						
No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者			
指定資材										
県産（県内）使用率		品目	◎ 0 全 0	金額		◎ 0 全 0	○ 0	△ 0	× 0	
その他資材										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
8										
県産（県内）使用率		品目	◎ 0 ○ 0 全 0							

記入例

建設資材使用実績報告書

工 事 名

請 負 業 者 名

工 期

現 場 代 理 人

路線(河川名)

総 括 監 督 員

工 事 箇 所 名

監 督 員

最終請負金額

千円也

No.	材料名	規格	県産 資材	数量	単位	金額 (千円)	調達業者
指定資材							
2	U形側溝	300x300x200	◎	200	m	2,000	—
2	L形側溝	250A	○	100	m	1,000	○
2	コンクリート積ブロック	300x400x350	◎	200	m ²	4,000	—
2	落蓋側溝A型・CG型	300x300x2000	◎	20	m	1,000	—
2	蓋版	300用	△	200	枚	1,000	△
1	レディミクストコンクリート	18-8-20	◎	2	t	2,000	—
3	砕石	40mm	×	1,000	m ³	5,000	×
県産（県内）使用率		品目	◎ 4 全 7	金額		◎ 9,000 全 16,000	○ 1 △ 1 ×
その他資材							
8	鋼管杭	SKK400	×				
8	目地材		○				
8	購入土（シラス）		◎				
8							
8							
8							
8							
8							
県産（県内）使用率		品目	◎ 1 ○ 1 全 3				

県のホームページ様式は、押印廃止としている。現場代理人、総括監督員、監督員の押印欄は消去

※黄色着色部分は編集不可。

No.	生コン「1」、コンクリート二次製品「2」、石材類「3」、アスファルト合材「4」、木材「5」、樹木「6」、野芝「7」、その他「8」を選択
-----	---

材料名・規格欄	材料使用承認願の記載と同様
---------	---------------

県産資材欄	材料使用承認願の記載と同様の記号をリストから選択
-------	--------------------------

数量・金額欄	設計数量（金額）を原則とするが、使用数量（支払金額）でも可
--------	-------------------------------

調達業者欄	・県産資材欄が「◎」の場合 ➡「—」を選択 ・県産資材欄が「◎」以外の場合 ↓ 県産資材欄と同じ記号をリストから選択
-------	--

※数量・金額・業者欄は「その他資材」は対象外

県産資材欄の
記載要領
(リスト選択)

- ◎：県内産（県内で産出、生産または製造されたもの）
- ：県内に本店を置く資材業者等から調達する県外産資材
- △：県内に支店のある県外業者等から調達する県外産資材
- ×：県外業者等から直接調達する県外産資材

現場代理人氏名:

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

様式

令和2年3月18日

現場代理人氏名：土木 一郎 (印)

3 E票が処分業者より返送されていない場合は、直近に返送された管理票の確認日を備考欄に記載すること。

年 月 日

伐採経費実績表（元請作業用）

事業名：

箇所名：

受注者名：

区分	数量	単価（円）	金額（円）	備考
労務費				
普通作業員	人日			伐採、玉切、枝払い、枝条片付け、等
運転手（特殊）	人日			重機運転
労務費 計				
機械等損料費・賃料費				
バックホウ	日			BH0.2m グラップル
バックホウ	日			BH0.2m プロセッサ
バックホウ	日			BH0.8m
クレーン	日			ラフテレーンクレーン20t
高所作業車	日			
チェンソー	台日			伐木・玉切・枝払い
不整地運搬車	台日			
機械等損料費・賃料費 計				
燃料費				
重機用燃料	ℓ			軽油
チェンソー等燃料	ℓ			混合油
燃料費 計				
合計				

注意事項

- 伐倒、枝払、玉切、枝条片付、丸太片付、集材、現場内運搬等、実際に実施した作業について記載すること。
- 上表は必要に応じて加除修正し、実際に要した作業実績の内訳を記載すること。
- 数量は作業日誌や重機点検簿等と整合を図ること。
- 備考欄には、実際に従事した作業内容や使用機械の規格等を記載すること。
- 機械等損料費・賃料費の単価については、備考欄に損料、賃料別及びオペレータ込み、抜き別を記入することとし、労務費との重複計上を行わないこと。
- 重機回送費については、質量20t以上の建設機械の貨物自動車による運搬（自走は除く）のみ記載すること。
ただし、建設機械の日々の回送やトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～25t吊）及びラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の輸送に要する費用は除くこと。
- 一般的な刈払機による作業及び胸高直径8cm以下の樹木の伐採等は、共通仮設費（準備費）に含まれるため上表には含めないこと。
- 上表は直接経費のみを記載し、その他諸経費及び消費税相当額は記載しないこと。
- 設計変更に当たっては、上記内容を精査した上で計上します。

〔精査例〕

- 公共事業設計単価や歩掛等に置き換えられるもの
- 諸経費率に含まれるもの
- 他の作業経費と重複するもの 等

年 月 日

伐採経費実績表（下請作業用）

事業名：

元請業者名：

箇所名：

下請業者名：

区分		金額（円）	備考
直接経費	伐採に直接要した費用（運搬費以外）		
	①建設機械（林業機械）の輸送		質量20 t 未満
	②器材等の輸送		
	③建設機械の自走による運搬		
直接経費 計			
その他諸経費			
消費税相当額			
合計			

注意事項

- 伐倒、枝払、玉切、枝条片付、丸太片付、集材、現場内運搬等、実際に実施した作業について記載すること。
- 一般的な刈払機による作業及び胸高直径8 cm以下の樹木の伐採等は、共通仮設費（準備費）に含まれるため、直接経費には含めないこと。
- 表中②の器材等は、型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積み上げた分は除く。）のことである。
- 「直接経費」、「その他諸経費」及び「消費税相当額」の合計額が最終契約額と一致すること。
- 設計変更に当たっては、諸経費率に含まれる上記の運搬費、その他諸経費及び消費税相当額を除いた上で計上します。
- 当該様式の提出の際は、最終の下請契約書の写しを添付すること。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

住所
商号又は名称
代表者氏名

1 確認事項

特例監理技術者の配置を予定している場合、次の表の□にレ又は■を記入の上、一般競争入札においては入札参加申込時に、指名競争入札においては落札決定後に、本様式を提出すること。なお、工事途中に特例監理技術者を配置する場合においても、本様式を提出するものとする。

☐	特例監理技術者の配置を予定している。
☐	(1) 低入札価格調査の対象工事でない。(明らかな場合にのみチェック)
☐	(2) 建設工事共同企業体により入札に参加又は工事を施工している者でないこと。
☐	(3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
☐	(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(主任技術者の有資格者に限る。)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	(5) 監理技術者補佐は入札参加者(受注者)と直接的かつ恒常的(3か月以上)な雇用関係にあること。
☐	(6) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
☐	(7) 特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
☐	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
☐	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
☐	上記項目を全て満たしている。

【特例監理技術者が兼務できる地域】

上表 について、該当する□にレ又は■を記入し、必要事項を記載すること。

☐	同一の地域振興局又は支庁管内の工事である。
☐	鹿児島地域 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
☐	南薩地域 枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
☐	北薩地域 阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
☐	姶良・伊佐地域 霧島市、伊佐市、姶良市、湧水町
☐	大隅地域 鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
☐	熊毛地域 西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
☐	大島地域 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

☐	工事現場の相互間隔が概ね10km以内である。
☐	工事現場の相互間隔 約 () k m

2 提出書類

本様式を提出する際は、1の確認事項を証する書類を提出しなければならない。
各確認項目に対応する提出書類の例を次のとおり示す。

(1)	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
(2)	監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の有資格者に限る）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐の資格を証する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書など）
(3)	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあること。
	(提出書類例)
	健康保険証等の写しなど、監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類
(4)	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までである。
	(提出書類例)
	・【様式-2】特例監理技術者の配置申請書（必須） ・特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(5)	特例監理技術者が兼務しようとする2件の工事が、同一の地域振興局若しくは支庁管内に属する、又は工事現場の相互間隔が概ね10km以内であること。
	(提出書類例)
	・【様式-2】特例監理技術者の配置申請書（必須） ・同一発注機関管内に工事現場がない場合は、工事相互間隔を示す位置図（必須） ・特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等
(6)	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
	(提出書類例)
	現場巡回計画、工程立会計画など
(7)	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
	(提出書類例)
	連絡体制図など、特例監理技術者と監理技術者補佐との連絡体制が明らかになる書類（参考様式参照）
(8)	監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにできる。
	(提出書類例)
	監理技術者補佐が担う業務を記載した書類（参考様式参照）

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	

(様式-2)

年 月 日

特例監理技術者の配置申請書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

特記仕様書に示された条件に従い、特例監理技術者を配置させたいので申請します。

1 申請する工事

工事名称	
工事箇所	鹿児島県 市町村
請負額	
特例監理技術者候補者氏名	
監理技術者補佐氏名	
現場代理人氏名	
統括安全衛生責任者	

※ 「統括安全衛生責任者」は選任している場合に記載

2 兼務しようとする工事

発注者	
工事名称	
工事箇所	鹿児島県 市町村
工期	
請負額	
特例監理技術者候補者氏名	
監理技術者補佐氏名	
現場代理人氏名	
統括安全衛生責任者	

※ 「監理技術者補佐氏名」は兼務が認められた場合に配置する者を記載

※ 「統括安全衛生責任者」は選任している場合に記載

※申請者は、申請する工事の落札候補者となった時点で、当該工事の発注機関の契約担当者に、兼務しようとする工事の兼任可否の結果について直ちに報告すること。

(参考様式)

連絡体制及び業務分担

連絡体制

特例監理技術者		
氏名		
連絡先		
兼務する工事名称		
兼務する工事の所在地		

監理技術者補佐		
氏名		
連絡先		

業務分担表

	業務（※）	特例監理技術者	監理技術者補佐
【参考】	□□□□□（具体的な業務名称）		
施工計画	工事全体の施工計画書作成		
	下請の作成した施工要領書の確認		
	設計変更等に応じた施工計画書の修正		
工程管理	工事全体の進捗確認		
	下請間の工程調整		
	朝礼		
	工程会議		
	巡回		
品質管理	下請からの施工報告の確認		
	立合		
	検査		
技術的指導	技術者の配置等，法令遵守や職務遂行の確認		
	現場作業に係る実地の総括的技術的指導		
その他	発注者等との協議・調整		
	下請からの協議事項に関する判断		
	受注した工事のコスト管理		
	周辺との調整		

※「業務」欄は，通常監理技術者が行う業務について，実態に合わせて加除修正等の必要な変更をしたものを記載し，当該業務に関して特例監理技術者が担うもの，監理技術者補佐が担うもの，双方が担うものを明確にしてください。

(受注者⇒発注者)
様式 1

快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）

工事名				
受注者名				
工事期間	自：	年	月	日
	至：	年	月	日
快適トイレ 設置予定期間	自：	年	月	日
	至：	年	月	日
	期間 (A)	月		
レンタル会社名				
メーカー名				
製品名 (型式)				
快適トイレ設置費用 (予定・見積)	設置基数 (B)	基		
	設置予定費用計 (C)	円		
	1 基当たり 月額費用 (D) (C / (A × B))	円 / 基 ・ 月		

快適トイレの仕様確認		受注者確認	発注者確認
必ず 実施 する もの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	① 洋式便座		
	② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）		
	③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）		
	④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） ※二重ロックの備えがなくても容易に開かない ことを製造者が説明出来るもの		
	⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）		
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設 備機能（耐荷重5kg以上）		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め 入口が直接見えないような配置等） ※可能な限り、木材を利用したもの		
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
より 快（実 施 は る 任 意 の）	⑩ 鏡付き洗面台		
	⑪ 便座除菌シート等の衛生用品		
	【推奨する仕様、付属品】		
	⑫ 室内寸法 900×900mm（半畳程度以上）		
	⑬ 擬音装置		
	⑭ 着替え台（フィッティングボード）		
	⑮ 臭気対策機能の多重化 （フラッパー機能の多重化、必要に応じて消臭 剤等の活用）		
	⑯ 室内温度の調整が可能な設備		
	⑰ 小物置場等（トイレットペーパー予備置き場）		
	⑱ 付属品等の木質化		

注）設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料（カタログ、見積書等）を添付すること。

快適トイレチェックシート（設置確認用）

工事名				
受注者名				
工事期間	自：	年	月	日
	至：	年	月	日
快適トイレ 設置予定期間	自：	年	月	日
	至：	年	月	日
	期間(A)	月		
レンタル会社名				
メーカー名				
製品名（型式）				
快適トイレ 設置費用 （見込額）	設置基数（B）	基		
	設置費用見込額計（C）	円		
	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))	円/基・月		
	1基当たり積算上の差額(E) (D-10000)	円/基・月		
	1基当たり積算計上額(F) (上限51,000円/基・月)	円/基・月		
	積算計上額（B×F）	円		

注）積算時は，積算計上額（B×F）に期間(A)を乗じた計上とすること。

快適トイレの仕様確認		受注者 報 告	発注者 報 告
必ず 実施 する もの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	①洋式便座		
	②水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付き含む）		
	③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）		
	④容易に開かない施錠機能（二重ロック等） ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤照明設備（電源がなくても良いもの）		
	⑥衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能 （耐荷重5kg以上）		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） ※可能な限り，木材を利用したもの		
	⑨サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
より （実快 施適 はと 任す るも の	⑩鏡付き洗面台		
	⑪便座除菌シート等の衛生用品		
	【推奨する仕様，付属品】		
	⑫室内寸法 900×900mm（半畳程度以上）		
	⑬擬音装置		
	⑭着替え台（フィッティングボード）		
	⑮臭気対策機能の多重化 （フラッパー機能の多重化，必要に応じて消臭剤等の活用）		
	⑯室内温度の調整が可能な設備		
	⑰小物置場等（トイレトペーパー予備置き場）		
⑱付属品等の木質化			

注）設置に関する協議時には別添資料として，上記仕様等を示す資料（カタログ，見積書等）を添付すること。

快適トイレ設置報告書

工事名			
受注者名			
工事期間	自：	年	月 日
	至：	年	月 日
快適トイレ 設置予定期間	自：	年	月 日
	至：	年	月 日
	期間(A)	月	
レンタル会社名			
メーカー名			
製品名 (型式)			
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置基数 (B)	基	
	設置費用見込額計 (C)	円	
	1 基当たり月額費用 (D) (C/(A×B))	円/基・月	
	1 基当たり積算上の差額 (E) (D-10000)	円/基・月	
	1 基当たり積算計上額 (F) (上限51,000円/基・月)	円/基・月	
	積算計上額 (B×F)	円	
快適トイレの仕様確認			受注者確認
必ず 実施 する もの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	①洋式便座		
	②水洗機能 (簡易水洗, し尿処理装置付き含む)		
	③臭い逆流防止機能 (フラッパー機能)		
	④容易に開かない施錠機能 (二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤照明設備 (電源がなくても良いもの)		
	⑥衣類掛け等のフック付, 又は, 荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 k g 以上)		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ※可能な限り, 木材を利用したもの		
	⑨サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
	⑩鏡付き洗面台		
	⑪便座除菌シート等の衛生用品		
	より (実快 施適 はと 任す るも の	【推奨する仕様, 付属品】	
⑫室内寸法 900×900mm (半畳程度以上)			
⑬擬音装置			
⑭着替え台 (フィッティングボード)			
⑮臭気対策機能の多重化 (フラッパー機能の多重化, 必要に応じて消臭剤等の活用)			
⑯室内温度の調整が可能な設備			
⑰小物置場等 (トイレトペーパー予備置き場)			
⑱付属品等の木質化			

(受注者⇒発注者)
様式 1

快適トイレチェックシート（設置に関する協議用）

工事名	〇〇〇〇事業（△△工区）		
受注者名	〇〇建設（株）		
工事期間	自：	令和4年2月1日	
	至：	令和4年8月31日	
快適トイレ 設置予定期間	自：	令和4年2月21日	
	至：	令和4年8月10日	
	期間(A)	5.7	月
レンタル会社名	〇〇リース（株）		
メーカー名	▽▽××		
製品名(型式)	◇◇〇〇トイレ(AB-CDE)		
快適トイレ設置費用 (予定・見積)	設置基数(B)	2	基
	設置予定費用(C)	745,200	円
	1基当たり 月額費用(D) (C÷(B×D))	65,368	円/基・月

発注者は、受注者が入力した内容を確認し
確認結果を青色のセルにリストから入力

快適トイレの仕様確認		仕様確認	発注者確認
必ず実施するもの	【快適トイレに求める標準仕様】		
	① 洋式便座		
	② 設置付き含む)		
	③ 機能)		
	④ ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの		
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)		
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)		
	【快適トイレに備える付属品】		
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合		
	⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等) ※可能な限り、木材を利用したもの		
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る		
より よいもの	⑩ 鏡付き洗面台		
	⑪ 便座除菌シート等の衛生用品		
	【推奨する仕様、付属品】		
	⑫ 室内寸法 900×900mm(半畳程度以上)		
	⑬ 断熱仕置		
～もの	※ 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。 なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)		
	⑭ 室内温度の調整が可能な設備		
	⑮ 小物置場等(トイレトーパー予備置き場)		
	⑯ 付属品等の木質化		

注)設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料(カタログ、見積書等)を添付すること。

快適トイレチェックシート(設置確認用)

工事名			
受注者名			
工事期間	自:	令和4年2月1日	
	至:	令和4年8月31日	
快適トイレ 設置予定期間	自:	令和4年2月21日	
	至:	令和4年8月10日	
	期間(A)	5.7	月
レンタル会社名	〇〇リース(株)		
メーカー名	▽▽××		
製品名(型式)	◆◆〇〇トイレ(AB-CDE)		
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置確認基数(B)		基
	設置費用見込額計(C)		円
	1基当たり月額費用(D) (C/(A×B))		円/基・月
	1基当たり積算上の差額(E) (D-10000)	0	円/基・月
	1基当たり積算計上額(F) (上段51,000円/基・月)	0	円/基・月
	積算計上額(B×F)	0	円/月

注) 積算時は、積算計上額 (B×F) に期間(A) を乗じた計上とすること。

必ず 実施するもの	発注者は、受注者が快適トイレ設置後に提出した 様式2「快適トイレ設置報告書」を現場で確認し、 結果を青色のセルに入力		受注者 報告	発注者 確認
	② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)			
	③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)			
	④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの			
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)			
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)			
	【快適トイレに備える付属品】			
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合			
	⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ※可能な限り、木材を利用したもの			
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る			
	⑩ 鏡付き洗面台			
⑪ 便座除菌シート等の衛生用品				
(実施は任意のもの)	【推奨する仕様、付属品】			
	⑫ 室内寸法 900×900mm(半畳程度以上)			
	※ 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。 なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)			
	⑬ 室内温度の調整が可能な設備			
	⑭ 小物置場等(トイレットペーパー予備置き場)			
	⑮ 付属品等の木質化			

注) 設置に関する協議時には別添資料として、上記仕様等を示す資料(カタログ、見積書等)を添付すること。

快適トイレ設置報告書

工事名			
受注者名			
工事期間	自:	令和4年2月1日	
	至:	令和4年8月31日	
快適トイレ設置期間	自:	令和4年2月21日	
	至:	令和4年8月10日	
	期間(A)	5.7	月
レンタル会社名	〇〇リース(株)		
メーカー名	△△××		
製品名(型式)	◆◆〇〇トイレ (AB-CDE)		
快適トイレ 設置費用 (見込額)	設置基数(B)	2 基	
	設置費用見込額計(C)	895,000 円	
	1基当たり月額費用(D) (E/(A×B))	49,175 円/基・月	
	1基当たり月額上乗金(F) (D-10000)	39,175 円/基・月	
	1基当たり月額上乗金(G) (上乗51,000円/基・月)	39,175 円/基・月	
	月額計上乗金(H×B)	78,350 円	
		受注者確認	

受注者は、快適トイレの設置完了後速やかに、設置した快適トイレについて黄色のセルに入力し、監督職員へ提出

必ず実施するもの	② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)	
	③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)	
	④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの	
	⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)	
	⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重5kg以上)	
	【快適トイレに備える付属品】	
	⑦ 男女別の明確な表示 ※現場に男女がいる場合	
	⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も食め入口が直接見えないような配置等) ※可能な限り、木材を利用したもの	
	⑨ サニタリーボックス ※女性専用トイレに限る	
	⑩ 鏡付き洗面台	
より へり のもの	⑪ 便座除菌シート等の衛生用品	
	【推奨する仕様、付属品】	
	⑫ 室内寸法 900×900mm(半畳程度以上)	
	⑬ 断熱仕様	
	※ 様式にはシート保護をかけており、入力箇所以外への入力はできません。 なお、様式に修正が必要な場合には、「校閲」⇒「シート保護の解除」で シート保護解除は自由にできます。(パスワード無しの保護です。)	
	⑭ 室内温度の調整が可能な設備	
	⑮ 小物置場等(トイレトペーパー予備置き場)	
	⑯ 付属品等の木質化	

工事開始日通知書

(余裕期間適用工事)

令和 年 月 日

契約担当者 住 所
職・氏名

請負者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

次の工事については、工期開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 日	

- ※ 1 本通知書は、契約書案の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して7日以内）に提出すること。
- 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。

【閲覧設計書添付用】

入札参加者の皆様へ

森林土木工事における週休2日の取得に要する費用の補正計上に係る
端数処理の留意事項

森林土木工事においては、週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）の端数処理は以下の通りです。

記

1 単価

- (1) 労 務 費：小数点以下切り捨て
- (2) 機 械 賃 料：有効3桁止め（4桁目四捨五入）
- (3) 市 場 単 価：小数点以下切り捨て
- (4) 施工パッケージ：有効数字4桁，5桁目以降切り上げ

2 間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）

- (1) 共通仮設費率：小数点第3位四捨五入2位止め
- (2) 現場管理費率：小数点第3位四捨五入2位止め

森林土木工事における現場閉所の状況に応じた補正係数の取扱い

(適用時期：令和6年8月1日以降)

<労務単価，機械経費（賃料），共通仮設費率，現場管理費率>

現場閉所の状況 (現場閉所率)	4週8休以上
現場閉所率	28.5%以上 (8日/28日以上)
労務単価	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

<市場単価>

名 称	区 分	4週8休以上
鉄筋工（太鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工 （ロックボルト工）		1.03

<土木工事標準単価>

名 称	区 分	4週8休以上
区画線工		1.05
高視認性区画線工		1.02
排水構造物工		1.05
コンクリートブロック積工		1.05
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02

<伐木単価>

名 称	区 分	4週8休以上
伐木単価		注1

注1

県土木部発行の公共事業設計単価表に掲載されている「週休2日補正の4週8休（通期）単価」にて積算しています。